

「介護職員等特定処遇改善加算」の「見える化」要件について

介護職員の処遇改善については、平成29年12月28日閣議決定された新しい経済政策パッケージにおいて、「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年10月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。この事を受けて、令和元年度の介護報酬改定において、「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され令和3年度に本格実施となりました。当該加算算定の要件として下記を満たす必要があります。

- ①現行の介護職員処遇改善加算（I）から（III）を取得していること。
- ②介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ③介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

「見える化」要件に基づき、特定加算の取得状況及び賃金改善以外の処遇改善に関する具体的に取り組んでいる内容は次の通りです。

事業所名	介護職員処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算
泰玄会老人保健施設 【老健・（介護予防）短期入所療養介護】	I	I
介護老人保健施設みなみ 【老健・（介護予防）短期入所療養介護・（介護予防）通所リハビリテーション】	I	I
泰玄会西病院 【（介護予防）通所リハビリテーション】	I	I

	内容
入職促進に向けた取組	他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
	職業体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
	上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	有給休暇が取得しやすい環境の整備
	業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口設置等相談体制の充実
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施
	短時間労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
生産性向上のための業務改善の取組	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減
	高齢者の活躍（居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
やりがい・働きがいの醸成	地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供